

平成 2 9 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 6 月 5 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月出納検査の報告 (平成 2 9 年 3 月分、4 月分)

2) 平成 2 8 年度の経営状況及び平成 2 9 年度事業計画の報告

・株式会社 美郷の大地

・美郷温泉振興株式会社

・株式会社 雁の里せんなん

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程 (委員会付託)

第 5 陳情第 3 号 基盤整備事業の補助率増加に関する陳情書

第 6 陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 8 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

第 7 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化に向けた意見書提出を求める陳情書

議案上程 (説明)

第 8 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 9 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 0 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)

第 1 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 1 2 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 1 3 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 1 4 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 1 5 同意第 2 号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 1 6 同意第 3 号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第17 同意第 4号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 5号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 6号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 同意第 7号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第21 同意第 8号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第22 同意第 9号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第23 同意第10号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第24 同意第11号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第25 同意第12号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第26 同意第13号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第27 同意第14号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第28 同意第15号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第29 同意第16号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第30 同意第17号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第31 同意第18号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第32 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案上程（説明）

- 第33 議案第39号 財産の取得について
- 第34 議案第40号 財産の取得について
- 第35 議案第41号 財産の取得について
- 第36 議案第42号 財産の取得について
- 第37 議案第43号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第38 議案第44号 美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例の廃止について
- 第39 議案第45号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第1号
- 第40 議案第46号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第41 議案第47号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第42 議案第48号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 澁谷俊二君 | 2番 | 鈴木良勝君 |
| 3番 | 伊藤福章君 | 4番 | 中村美智男君 |
| 5番 | 村田薫君 | 6番 | 泉繁夫君 |
| 7番 | 深澤均君 | 8番 | 武藤威君 |
| 9番 | 泉美和子君 | 10番 | 細井邦男君 |
| 11番 | 熊谷隆一君 | 12番 | 藤原政春君 |
| 13番 | 飛澤龍右エ門君 | 14番 | 森元淑雄君 |
| 15番 | 熊谷良夫君 | 16番 | 杉澤隆一君 |
| 17番 | 深沢義一君 | 18番 | 高橋猛君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 松田知己君 | 副町長 | 佐々木敬治君 |
| 総務課長 | 高橋薫君 | 企画財政課長 | 本間和彦君 |
| 税務課長 | 齊藤敦子君 | 住民生活課長 | 小原隆昇君 |
| 福祉保健課長 | 高橋久也君 | 農政課長 | 高橋穰君 |
| 商工観光交流課長 | 藤田信晴君 | 建設課長 | 木村英彰君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 鈴木孝悦君 | 農業委員会 会長 | 高橋正尚君 |
| 農業委員会 事務局長 | 鈴木忠君 | 教育長 | 福田世喜君 |
| 教育次長兼 教育推進課長 | 西鳥羽裕君 | 教育総務課長 | 煙山光成君 |
| 代表監査委員 | 深澤克太郎君 | 生涯学習課長 | 高橋一久君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|---------------|------|
| 事務局長 | 小田長光仁 | 庶務班長 兼議事班長 | 高橋圭子 |
| 主査 | 高橋洋子 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、森元淑雄君、15番、熊谷良夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月5日から6月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中村美智男君、登壇願います。

（議会運営委員長 中村美智男君 登壇）

○議会運営委員長（中村美智男君） おはようございます。

議会運営委員会から、ご報告申し上げます。

5月29日招集告示された平成29年第4回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

初めに、本定例会の会期は本日6月5日から15日までの11日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに

行政報告があり、陳情を上程し、報告第2号から報告第4号までを報告、承認第1号から議案第38号までを上程し、質疑・討論・表決を行います。その後、議案第39号から議案第48号までを上程し、終了の予定です。

6日から13日までは本会議を休会し、7日正午には一般質問の通告締め切りとする予定です。

なお、6月9日・12日及び13日に関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

6月14日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月15日は午前10時から本会議を再開し、議案第39号から議案第48号までの質疑・討論・表決を行い、その後陳情審査結果について委員長の報告、質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

以上、報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査（平成29年3月分及び4月分）の結果報告がありました。

2として、町長より株式会社美郷の大地、美郷温泉振興株式会社、株式会社雁の里せんなん、それぞれの平成28年度の経営状況及び平成29年度事業計画を説明する書類の提出がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成29年第4回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、事務誤り等について、ご報告とおわびを申し上げます。

まず、農業集落排水使用料の納入通知書の誤発送についてですが、4月11日、平成29年3月分の使用料の口座振替ができなかった方に「口座振替不能兼納入通知書」を送付したところ、翌12日に通帳から引き落としされているとの連絡がありました。調査した結果、口座振替の確認誤りにより82人の方に誤って通知が発送されていたことが判明し、4月12日中に対象者82人全ての方に電話連絡または自宅訪問して謝罪し、通知書の回収または廃棄処分をお願いいたしました。

次に、後期高齢者医療保険料の軽減判定の誤りについてです。

既に全国的に報道されていますが、厚生労働省が開発した後期高齢者医療制度の電算処理システムに設定ミスがあり、平成20年の制度の発足以来青色申告を行っている被保険者の一部について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていることがわかりました。

町では、昨年12月27日に秋田県後期高齢者医療広域連合から連絡を受け、ことし1月から3月に対象者の確認作業を行い、保険料の過大徴収が3人、過少徴収が1人いることが判明いたしました。対象者へは経緯を説明した上で保険料の還付または納付の手続をしていただきました。

次に、4月から5月にかけて六郷西部地区の水道管布設がえ工事において掘削の際に既設水道管を破損させた緊急断水が3件発生しました。施工業者には慎重な作業を指示しておりますが、埋設箇所の特定制が困難な上、既設水道管の老朽化が著しく、破損しやすい状況であるため、より慎重に作業を進めるよう指示しております。

このたびは、たび重なる事務処理のミスや施工トラブルにより、ご迷惑、ご不便をおかけした住民の皆様に深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

次に、災害等の被害に対する町の対応状況について、ご報告いたします。

4月17日、発達した低気圧の影響により秋田県沿岸部を中心に暴風警報が発令され、17日夜からの強風により美郷町内においても被害の報告が寄せられたことから、18日午前8時に美郷町災害警戒部を設置しました。

この強風により、住宅等の一部破損が69件、農業用施設の破損が124件などの被害がありましたが、避難所の設置が必要な甚大な被害は確認されなかったことから4月18日午後2時をもって災害警戒部を解散しました。

また、5月26日夜の落雷により、美郷町中央体育館で火災報知器の破損、美郷中学校で火災報知器と防犯カメラの破損がありましたので、ご報告します。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、恒例となりました河川環境クリーンアップを4月16日仙南地区の出川で実施しました。町民の皆様、町内各事業所から約160人の参加をいただき、2トントラック1台分のごみを回収しました。

2つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、5月30日「美郷雪華コレクション2017」を開催し、美郷雪華ラベンダー酵母を活用した新製品を発表しました。ことしはパンやギョーザ、プリン、ワッフル、蒸しようかんなどが新たに発表され、商品ラインナップは20品を超えるまでに至りました。今後も町を代表する特産品コレクションとして製品開発、販売促進を支援してまいります。

「生薬の里 美郷」構想については、引き続き試験栽培管理を行っており、今年度分として甘草及びキキョウの圃場を千畑地区の前山地内に5アールずつふやしたほか、生薬栽培を希望する農家4軒の圃場でキキョウ約25アールの栽培に入っており、生薬出荷に向けた生産体制の具体化を図ります。

3つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、4月29日から30日にかけて、町内の小学生と保護者12組24人が友好都市である東京都大田区を訪問しました。この2日間でJAL整備場の見学や雑色商店街の散策、大田区子どもガーデンパーティへ参加するなどして交流を深めました。今後も協定企業、友好都市との交流を推進し、人がつながるまちづくりを目指してまいります。

また、昨年度に引き続き美郷町と横手市の共同で「JALふるさと応援割」を4月11日から11月30日まで実施いたします。この事業は、秋田空港を往路利用し、美郷町及び横手市の登録宿泊施設を利用した場合、旅行代金から1人につき5,000円の割引を実施するものです。今後も町内宿泊施設の利用促進と滞在型観光の推進に向け、PRを図ってまいります。

「ごはんの教室&農業体験のすすめ」を5月12日・13日に大田区民センターで開催し、2日間で37人の参加がありました。町内産あきここまちと地下水を使ったおいしい御飯の炊き方の講習や農業体験ツアー、オーナー制度「味郷くらぶ」の紹介を通じて本町の魅力をPRしました。

また、仙台市沖野中学校2年生12人が5月23日・24日に、六郷高等学校1年生96人が5月26日に、それぞれ町内の農家で農作業体験を行いました。今後も都市農村交流に係る事業を連携させながら交流の促進に努めてまいります。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、平成29年度美郷町職員採用試験については、大学卒業程度の一般行政職、短大卒業程度の保健師、幼稚園教諭・保育士をそれぞれ若干名募集することとし、受験案内を町の広報及びホームページに掲載しております。

なお、申し込みは6月7日から受け付けてまいります。

また、6月1日、美郷町選挙管理委員会を開催し、任期満了に伴う美郷町議会議員一般選挙の日程を9月12日告示・9月17日投開票日と決定しましたので、ご報告いたします。

福祉保健課関係ですが、早朝総合健診を4月13日から5月21日まで実施しました。

受診状況は、特定健診が対象4,054人のうち1,773人、大腸がん・胃がん及び肺がん検診では対象者7,503人のうち、大腸がんが3,283人、胃がんが2,347人、肺がんが3,641人、乳がん検診が対象者4,566人のうち912人、子宮がん検診が対象者4,893人のうち709人がそれぞれ受診しており、受診状況は昨年と同程度となっております。今後は医療機関での受診を勧奨していくほか、3日間の追加健診の機会を設け、受診機会の拡充と利便性に配慮しながら受診率向上とセルフケアの意識向上に努めていきます。

商工観光交流課関係ですが、ことしの「美郷町ラベンダーまつり」は6月3日から開催しており、期間は7月2日までとなっております。期間中に開催する主なイベントとしては、6月17日に「ラベンダー交流ジャズコンサート」と「ラベンダー園のライトアップ」を、6月17日と18日は「ご当地キャラクター大集合 in 美郷町ラベンダー園」を、6月24日は「美郷町べっこまつり」をそれぞれ開催いたします。多数のご来園をお待ちしております。

また、美郷町ラベンダーまつり開催にあわせ、6月1日から秋田空港1階の市町村情報発信コーナーで美郷雪華の鉢植えやポスターの提示、美郷雪華コレクションの紹介をしております。ラベンダーまつり終了後は町の観光情報やイベント情報等を展示し、情報発信を図ってまいります。

農政課関係ですが、農家の春作業は比較的好天にも恵まれ、ほぼ平年並みの進捗となっております。また、平成29年度の水田農業施策をまとめた冊子を作成し、3月24日に全農家へ配布するとともに4月4日及び5月25日に開催した地域農業推進員会議で事業の周知を図りました。

なお、転作の第1次現地確認は6月5日から16日まで予定しております。

農地集積加速化基盤整備事業「畑屋中央地区」が4月3日付で採択となりました。事業概要は受益面積が291.5ヘクタール、概算事業費が約49億3,000万円、事業年度は平成34年度までです。

なお、今年度は次年度以降の工事に向けた調査設計業務を行う予定となっております。

建設課関係ですが、5月末現在の工事発注状況については、道路改良工事1件、道路舗装工事

3件、舗装補修工事4件、外側線等補修工事2件を発注済みです。

業務委託関係では、公園等施設管理業務委託12件、道路関係調査設計業務1件、町営住宅水質検査業務委託1件を発注済みです。

上下水道関係では、水道管布設工事3件、上下水道施設の保守点検や管理委託業務16件、上水道及び集落排水施設の水質検査業務2件、水道工事関係設計業務4件を発注済みです。

教育推進課関係ですが、4月28日、元東京大学総長で美郷大使の佐々木 毅先生をお招きし、美郷中学校で講演会を開催しました。「美郷町の中学生に期待すること」と題した講演では、みずからの成長のために備えておくことや、目標達成のための努力を怠らないことの大切さについてお話しいただきました。生徒たちからは「何をすれば社会に役立つことができるのか」などたくさん質問が出され、熱気に満ちた講演会となりました。

生涯学習課関係ですが、5月14日、美郷町公民館において航空自衛隊北部航空音楽隊によるコンサートを開催しました。当日は美郷中学校吹奏楽部との合奏のほか、町コーラス隊と秋田県民歌の大合唱で盛り上がりました。また、前日には昨年に引き続き美郷中学校吹奏楽部への音楽指導を行っていただいたところです。

なお、5月15日から北部航空音楽隊より寄贈していただいた吹奏楽バージョンの町民歌を町役場の電話保留音に利用しているところです。

5月31日、北海道名寄市を対戦相手に「チャレンジデー2017」が開催されました。当日のイベントは「おはよう笑顔でラジオ体操」に始まり、ラージボール卓球ラリー大会やチャレンジMISATOスポーツ少年団大会などを行い、参加者1万3,748人、参加率67.8%で勝利しました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第2号から報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、平成28年度的美郷町一般会計予算、美郷町簡易水道事業特別会計予算及び美郷町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について、ご報告するものです。

承認第1号から承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、承認第1号及び承認第2号は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、専決処分した美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、承認第4号は交付税、交付金及び町債等の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した平成28年度美郷町一般会計補正予算第13号について、それぞれ報告し、承認を求めるものです。

同意第2号から同意第18号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、美郷町農業委員会委員17人の任命について同意を求めるものです。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、戸沢明人氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第39号から議案第42号 財産の取得についてですが、緊急告知FMラジオ、事務用パソコン、ネットワーク機器及び除雪ドーザの取得に係る契約について、それぞれお諮りするものです。

議案第43号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第44号 美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例の廃止についてですが、美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例を廃止したく、お諮りするものです。

議案第45号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第1号についてですが、地域おこし協力隊の県内合同募集事業等に係る経費の追加、起業者総合支援事業費補助金の増額、ネットワーク型園芸拠点整備事業に係る県補助金及び歳出予算の追加並びに4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものです。

議案第46号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、平成28年度において療養給付費の縮小や特別調整交付金の確保などにより繰越金が見込めることから、繰越金及び予備費の増額等についてお諮りするものです。

議案第47号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号及び議案第48号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第1号についてですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第3号 基盤整備事業の補助率増加に関する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第3号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第4号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第6、陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第4号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第5号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第7、陳情第5号 地方財政の充実・強化に向けた意見書提出を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第5号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第8、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いた

します。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(本間和彦君) 報告第2号につきまして、ご説明いたします。

平成28年度美郷町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成28年度一般会計補正予算第3号、第10号、第11号及び第12号におきまして議決をいただきました合計9件の繰越明許費でございます。翌年度繰越額の合計は2億262万円でございます。財源内訳における未収入特定財源の国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金及び社会資本整備総合交付金など3件でございます。県支出金につきましては、大規模肉用牛団地整備事業補助金でございます。地方債につきましては、合併特例債及び過疎対策事業債の3件でございます。

説明は、以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、報告第2号の説明が終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第9、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(本間和彦君) 報告第3号について、ご説明いたします。

平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

7ページをお願いいたします。

平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算第4号におきまして議決いただきました繰越明許費3件ございまして、翌年度繰越額は1億5,947万7,000円でございます。財源内訳の国庫支出金は簡易水道等施設整備費補助金でございます。地方債は過疎対策事業債及び簡易水道事業債、その他につきましては消火栓設置負担金でございます。

なお、当該繰越明許費につきましては、地方公営企業法施行令第4条第5項の規定により平成29年度美郷町水道事業会計にて執行してございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 報告第4号についてご説明いたします。

平成28年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

11ページをお願いいたします。

平成28年度下水道事業特別会計補正予算第4号におきまして議決をいただきました繰越明許費でございまして、翌年度繰越額は234万3,000円でございます。財源内訳の地方債は流域下水道事業債でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） 承認第1号 美郷町税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。

14ページ、専決処分書をごらん願います。

専決第2号は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、直ちに美郷町税条例の一部を改正する必要が生じたことからご承認をお願いするものでございます。

改正条文は15ページから25ページまでございますが、初めに今回の主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は固定資産税において災害に関する税制上の措置を講じたもので、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例の規定等でございます。

2点目は町民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用年限を3年間延長する規定及び法人税においては延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

3点目は軽自動車税のグリーン化特例について、適用年限を2年間延長する改正でございます。それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明申し上げます。議案資料集1ページをごらん願います。

第32条は特定配当等及び特定株式等譲与所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

2ページ上段、第33条の9は第32条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次の第47条は地方税法の改正に伴う字句の変更でございます。

4ページ下段から6ページ上段までの第49条は法人税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

次の第59条は震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。

中段、第61条の2は居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものでございます。

下段、第61条の3は被災市街地復興推進地域に定められた場合は災害等発生後4年度に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様な扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

8ページ上段、第71条の2は被災市街地復興推進地域に定められた場合には災害等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定でございます。

9 ページ上段、附則第 6 条は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものでございます。

次の附則第 8 条から 10 ページ下段第 8 条の 3 第 8 項までは地方税法の改正に伴う字句の変更でございます。

11 ページ、第 8 条の 3 第 9 項から 12 ページ上段第 11 項までは耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申請書について規定するものでございます。

次の附則第 14 条は軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を 2 年延長する規定でございます。

13 ページ中段、附則第 14 条の 2 は軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定でございます。

14 ページ中段、附則第 14 条の 3 は特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

15 ページ上段、附則第 15 条の 2 は優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものでございます。

同ページ下段から 16 ページ上段の附則第 18 条の 2 は特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

次の附則第 18 条の 3 第 4 項は条例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

17 ページ上段、附則第 18 条の 3 第 6 項は第 4 項の改正に伴う所要の規定でございます。

下段の 28 年改正第 1 条の 2 は地方税法の改正に伴う字句等の変更でございます。

次の第 2 条から 19 ページ附則までは軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を 2 年間延長することに伴う整理でございます。

議案集の別紙条例にお戻りいただき、23 ページから 25 ページまでの附則をご説明いたします。

23 ページ、第 1 条は本年 4 月 1 日からこの条例を施行する旨、及び第 5 条は公布の日から施行する旨を規定してございます。

第 2 条は今回の改正による個人の町民税に関する部分は平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税に適用する旨、法人の町民税延滞金については、平成 29 年 1 月 1 日以降に納期限が到来する延

滞金に適用する旨を規定してございます。

第3条は今回の改正による固定資産税に関する部分は平成29年度以後の固定資産税に適用する旨規定してございます。

24ページ、第4条は今回の改正による軽自動車税に関する部分は平成29年度以後の軽自動車税に適用する旨規定してございます。

25ページ、第5条は法律改正に合わせた規定の整備でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） 承認第2号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。

28ページ、専決処分書をごらん願います。

専決第3号は、地方税法及び航空機燃料譲与税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令

の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、直ちに美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことからご承認をお願いするものでございます。

改正条文は29ページでございますが、今回の改正内容についてご説明申し上げます。国民健康保険税の減額において、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を合計で1万5,000円引き上げて対象者の拡大を図るものでございます。

それでは、議案資料集20ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

第25条第1項では国民健康保険税の減額を規定してございますが、第1項第2号では被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を減額する規定であり、所得の判定基準額を現行の26万5,000円から27万円に増額するものでございます。第3号では被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を減額する規定であり、所得の判定基準額を現行の48万円から49万円に増額するものでございます。いずれも中間所得者層の負担軽減を目的としたものでございます。

附則につきましては、議案集にてご説明いたします。29ページの別紙条例をお願いいたします。

附則第1条施行期日でございますが、本条例の改正は本年4月1日に施行するものであります。

第2条では本条例を平成29年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程

し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(煙山光成君) 承認第3号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。

32ページ、専決処分書をごらんください。

専決第4号は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、直ちに美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する必要が生じ、同日に専決処分したことについて承認をお願いするものでございます。

初めに、条例改正の根拠となりました政令第95号の主な内容についてご説明申し上げます。

この政令は幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進の一環として制定されたもので、住民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯の教育認定の子供に係る利用者負担額の基準額を1万4,100円に引き下げたほか、ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯の減免の充実が規定されてございます。

資料集21ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表第1中第3階層の金額1万4,930円を1万4,100円に改めるものでございます。

議案集33ページをお願いいたします。

この条例の施行日は政令の施行日と同じく平成29年4月1日とするもの旨を規定してございます。

なお、先ほどご説明申し上げましたとおり、政令ではひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯の減免の充実も規定されておりますが、こうした減免規定について定めた教育委員会規則についても同様に改正され、4月1日より施行してございますので、ご報告いたします。

説明は、以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第14、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(本間和彦君) 承認第4号についてご説明いたします。37ページ、専決処分書をごらんください。

平成28年度美郷町一般会計補正予算第13号につきまして、平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,680万8,000円を追加する件、及び地方債の変更2件でございます。

初めに、41ページ、第2表地方債補正をごらんください。

これは合併特例債及び過疎対策事業債につきまして、充当事業の事業費の確定により限度額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。46ページ・47ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から50ページ・51ページの20款町債まででございますが、平成28年度分の各交付金等の額、基金の預金利子、ふるさと美郷応援寄附金及び町債の額が確定したことによる補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。52ページ・53ページをお願いいたします。

3款1項3目の高齢者福祉費から54ページ・55ページの上段、10款4項4目の社会教育施設費までにつきましては、充当する町債の増減による財源補正でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金に134万2,000円、財政調整基金に2,000円、減災基金に7,500万3,000円を積み立てるものでございます。

14款予備費につきましては、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

ここで、10分間休憩します。

（午前10時51分）

（午前10時59分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に提案される議案は農業委員会会長 高橋正尚君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時59分）

（午前11時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第2号から同意第18号までの上程、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第15、同意第2号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件から、日程第31、同意第18号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件までの17件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、一括議題として上程し、議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第2号から同意第18号までの美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を説明申し上げます。

過年度、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員は議会の同意を得て首長が任命することとなりました。

そこで、農業に関する識見を有するとともに農業経営や農家情報に精通しており、農地等の利用最適化の推進や農地課題の解決について熱心に活動することが期待される方として、同意第2号 武藤邦男氏、同意第3号 深沢 靖氏、同意第4号 細井千代文氏、同意第5号 佐藤 久氏、同意第6号 山田貞子氏、同意第7号 鈴木敏夫氏、同意第8号 中野龍太郎氏、同意第9号 中野 均氏、同意第10号 高橋秀行氏、同意第11号 高橋正尚氏、同意第12号 小西嘉之氏、同意第13号 加藤民昭氏、同意第14号 加藤堅之助氏、同意第15号 高橋正和氏、同意第16号 井関一良氏、同意第17号 深田秋彦氏、同意第18号 佐々木竜孝氏の各氏について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得たく、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これより一括質疑を行います。

なお、個別の議案に対する質疑の場合は議案番号を述べてからお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、同意第2号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第5号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第5号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第6号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第6号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第7号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第7号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第7号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第8号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第8号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第8号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第9号について、これより討論を行います。討論

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第9号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第9号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第10号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第10号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第10号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第11号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第11号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第11号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第12号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第12号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第12号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第13号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第13号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第13号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第14号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第14号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第14号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第15号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第15号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第15号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第16号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第16号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第16号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第17号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第17号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第17号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、同意第18号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第18号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第18号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第18号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

高橋正尚君を入场させてください。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 11 分)

(午前 11 時 11 分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 戸沢氏は人格・識見高く、広く地域社会の実情に精通されており、平成20年10月からは人権擁護委員として人権啓発活動や多くの方々の人権問題に取り組み、問題解決に熱意をもって活動されております。平成29年9月30日をもって同氏の任期が満了となることから、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第38号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第33、議案第39号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 議案第39号 財産の取得についてご説明いたします。

契約の内容でございますが、緊急告知FMラジオ2,150台を3,074万3,280円で秋田市の株式会社エフエム秋田から購入するものでございます。美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

契約書(案)並びに仕様につきましては、議案資料集22ページ・23ページをごらんください。

随意契約とする理由でございますが、製品については町内のみで緊急放送とするため町専用の制御信号を必要といたします。また、緊急時には確実に受信できる性能が求められます。緊急時の制御信号送信側と受信側が密接不可分であることから、契約の相手方が特定されるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び美郷町財務規則第116条第1項第1号の規定に基づき同社と随意契約することとしたものでございます。

納入期間は8月31日までとしてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第39号の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第34、議案第40号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第40号 財産の取得についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集24ページに、入札の執行の詳細につきましては25・26ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

事務用パソコン一式を購入するに当たり、5月24日に指名競争入札により入札を執行した結果、

632万5,776円で大仙市の株式会社アイネックス大仙営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成29年9月12日でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第40号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第35、議案第41号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第41号 財産の取得についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集27ページ、入札の執行の詳細につきましては28ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

ネットワーク機器一式を購入するに当たり、5月24日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,350万円で宮城県仙台市のNECネットイノベーション株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成29年8月30日でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第41号の説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第36、議案第42号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第42号 財産の取得についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集29ページ、入札執行の詳細については30ページに掲載しておりますのであわせてごらんいただきたいと存じます。

除雪ドーザ1台を購入するに当たり、5月24日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,664万2,800円で大仙市のコマツ秋田株式会社大曲支店に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成30年3月2日でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第42号の説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第37、議案第43号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第43号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

改正内容は議案集102ページの別紙のとおりでございますが、新旧対照表についてもご説明いたしますので、資料集32ページもあわせてお願いいたします。

今回の一部改正でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本町においても所要の規定を改正したく提案するものでございます。

内閣府令の趣旨でございますけれども、認定こども園等に入園する場合、市町村から保護者に交付していた支給認定証を任意交付に改めるものでございます。

保護者の就労状況の変化などにより教育部分から保育部分に変更する場合やその逆の場合などがございますが、以前交付していた支給認定証を保護者から返納していただき、新たに認定した内容を記載した支給認定証を交付する必要があるものの紛失等により返納されない場合があることや、市町村からこども園等の特定教育・保育施設に給付の内容や金額が示されるため支給認定証を保育施設等に提出しなくても運用上は支障がございませんでした。

こうした実態を踏まえ、政府は支給認定証の任意交付化について閣議決定し、このたび改正内閣府令が施行されたものでございます。

資料集新旧対照表をごらんください。

第8条に「、必要に応じて」の字句や、支給認定証にかえて子ども・子育て支援法施行規則に定める通知でも可能とする文言を挿入いたします。

議案集102ページをお願いいたします。

附則でございますが、改正条例の施行時期は7月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第43号の説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第38、議案第44号 美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 議案第44号 美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例の廃止についてご説明いたします。

104ページをお開きいただきます。

平成28年度秋田県により町内の土砂災害警戒区域の指定見直しが実施され、新たに特別警戒区域、通称レッドゾーンに指定された地域がありますことをご承知のとおりでございます。これらの区域内では法律により住宅の新增築が制限され、地区外への移転が望まれるものでございます。このため国では社会資本整備総合交付金事業による補助制度を設けており、これに町独自の制度を加え、現行条例にかえて新たな補助金交付要綱を制定することといたしました。そのため、役割を終えることとなる条例を廃止したく提案するものでございます。

なお、附則におきまして公布の日をもって廃止することとしてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第44号の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第39、議案第45号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第45号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、3,790万2,000円を追加するものでございます。

初めに、歳入について説明をします。114ページ・115ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 12款1項2目2節こども園使用料でございますが、4月1日よりこども園使用料の一部が引き下げられたことに伴い、保護者が負担すべき使用料収入が減少するため減額するものでございます。

なお、減額の対象者は教育部分12人、保育部分47人、合計59人でございます。

○農政課長（高橋 穰君） 14款2項4目2節農業振興費補助金の園芸拠点整備事業費補助金ですが、平成28年10月に大仙市仙北市美郷町合同で仙北地域が一体となって種なし大粒ブドウ、いわゆるシャインマスカット等の生産を推進することを目的に仙北地域種なし大粒ブドウ産地協議会が設立されております。ネットワーク型園芸拠点整備事業として本町の一農事組合法人が実施予定の事業を対象として仙北地域種なし大粒ブドウ産地協議会が事業実施主体となって行うものですが、このたび県から採択の予定である旨連絡を受け、税抜き事業費の2分の1を補助金として新規に追加補正するものでございます。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 6目教育費県補助金3節小学校費補助金でございますが、仙南小学校と東京都文京区千駄木小学校との交流事業において平成29年度秋田発子どもふるさと交流推進事業の採択を受けたことによる補助金でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 19款5項4目1節雑入のうち、自主防災組織助成金でございますが、町内2組織について宝くじ助成が採択になったことによるものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の芸術鑑賞事業入場料でございますが、歳出で詳しくご説明いたしますが、美郷町出身で伝説のジャーナリストむのたけじさんのドキュメンタリー映画の入場

料収入300人分を見込んだものでございます。

歳入の説明は、以上です。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページ、歳出ですが、初めに各款項目の2節、3節、4節の人件費について一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は人事異動による調整と手当支給対象者の変動による増減が主なものでございます。一般会計全体で931万円の増額でございます。人件費の概要につきましては、140ページからの給与費明細書に記載してございます。内訳ですが、一般職の2節給料が106万4,000円、3節の職員手当が522万8,000円、4節の共済費が301万8,000円、それぞれ増額となっております。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。

○企画財政課長（本間和彦君） 116ページ・117ページをごらん願います。

下段の2款1項2目行政推進費でございますが、地域おこし協力隊の採用に係る予算を計上してございます。内容といたしましては、昨年度に引き続き首都圏にて開催が予定されております県内市町村合同の募集説明会への参加及び採用選考に係る経費が主なものでございます。また、一般社団法人移住・交流推進機構が開催する隊員募集イベントや大田フェスタなどの交流自治体のイベントなどでの募集活動も予定してございます。募集人員は2名、任務は中心市街地の活性化に関する活動と観光資源の発掘と活用に関する活動を予定しております。

続きまして、118ページ・119ページをごらん願います。

中段の6目企画費の19節でございますが、山村・過疎地域振興協議会会費を計上してございますが、今年度の額が確定し、当初予算に不足が生じたので差額を計上するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 8目交通安全対策費15節工事請負費ですが、町内の県道3カ所に設置してある道路上の表示施設につきまして、使用機会の減少及び老朽化による危険排除のため解体する経費を計上しております。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 11目地方創生事業費19節起業者総合支援事業補助金ですが、このたび3件の申請があり補正をお願いするものでございます。3件の内訳といたしまして、歯科技工所を開業するものが1件、接骨院を開業するものが1件、自動車用品取り付け工場を開業するものが1件でございます。いずれも町内事業者が建築工事を施工することとなっております。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 同じく19節教育推進課関係でございますが、歳入で

ご説明申し上げましたとおり仙南小学校と千駄木小学校との学校間交流事業に係る県の事業の採択を受けたことによる補助金の補正をお願いするものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 120ページ・121ページをお開きいただきます。中段でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費11節及び13節でございますが、特別な婚姻届の製作について、そのデザイン・印刷を含めて一括で委託することといたすべく予算を組み替えるものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 1ページめくっていただきまして122・123ページ、中段となります。3款1項2目障害者福祉費の14節使用料及び賃借料ですが、障害支援区分認定審査員に新たに横手市の精神科医が引き受けてくれることとなりましたので、この医師の送迎に要する車両借上料を補正するものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 124ページ・125ページをお願いいたします。

2項3目児童福祉費、教育総務課関係をご説明いたします。7節賃金でございますが、臨時職員の配置確定に伴い、不要と見込まれる通勤手当相当額を減額するものでございます。12節手数料でございますが、仙南すこやか園の故障した洗濯機の家電リサイクル料でございます。13節委託料はこども園の表札やステージ、幕等に幼稚園・保育園といった表記が残っており、現在の表記に修正するものでございます。14節物品借上料はこども園のモップ等の借上料の増額をお願いするものでございます。15節工事請負費は千畑なかよし園のパーゴラ8カ所と太鼓橋1基が経年劣化により使用に適さなくなったことから撤去するための費用でございます。18節備品購入費でございますが、仙南すこやか園の洗濯機1台が故障したことから更新するための購入費でございます。

○建設課長（木村英彰君） 建設課分を説明させていただきます。

11節需用費の修繕料でございますが、町田児童遊園地につきまして雪解け後点検をいたしましたところ、防球ネット支柱の腐食や歪曲などが見つかりまして修繕したく補正をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 次のページ、126・127ページの上段をお願いいたします。

4目子育て支援費7節賃金でございますが、放課後児童クラブの臨時職員配置確定に伴う通勤費相当額の増額をお願いするものでございます。14節使用料及び賃借料は私用車借り上げに伴う費用、15節工事請負費は仙南児童クラブにおいて、2つの部屋を仕切っております布団置き棚を撤去し、1つの部屋として利用できるように改修するための費用でございます。

○建設課長（木村英彰君） 128ページ・129ページをごらんください。

4款3項1目水道費の28繰出金の水道事業会計繰出金でございますが、人事異動に伴う人件費

相当額を計上したものでございます。

○農政課長（高橋 譲君） 6款1項3目農業振興費ですが、19節の園芸拠点整備事業費補助金は歳入でも説明いたしました。本町の一農事組合法人の取り組む種なし大粒ブドウの生産拡大の事業を対象に実施主体となっている仙北地域種なし大粒ブドウ産地協議会に対し、税抜き事業費の2分の1の県補助金に町で4分の1をかさ上げし、補助するため追加補正をお願いするものでございます。

なお、町のかさ上げ補助及びその率につきましては、大仙市・仙北市と協調したものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目農業振興施設管理費の15節施設整備工事ですが、道の駅雁の里せんなんにあります、曲がり屋の防火体制を整えるため道の駅と連動した自動火災報知設備を設置したく補正をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、130ページ・131ページをごらんください。

6款1項8目農村整備費の11需用費の修繕料でございますが、農村公園につきまして雪解け後点検したところ、遊具が劣化をして利用者がけがを負うおそれがある場所につきまして修繕をしたく補正をお願いするものでございます。13委託料でございますが、本堂城回農村公園におきまして老木となった桜1本の伐採撤去費用、並びに安城寺農村公園におきまして松くい虫被害の木の適正処分費用の補正をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 7款1項2目商工振興費19節商工業振興奨励金ですが、昨年誘致いたしましたアルファダイヤモンド工業株式会社の固定資産税相当分につきまして商工業振興奨励金として交付するため補正をお願いするものでございます。同じく19節の空き店舗等対策事業補助金ですが、本年4月に開業した飲食店に対し、補助金を交付するため補正をお願いするものでございます。

4目温泉施設費11節修繕料ですが、本年5月末の時点で3温泉施設の修繕費を使い切っており、前年度実績等を勘案し、今後の修繕料について補正をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、132ページ・133ページの中段をごらんください。

8款2項2目18節の備品購入費の機械器具の購入でございますが、北除雪センターに配備しております車載式の凍結防止剤の散布機が経年劣化を起こしておりまして、修繕ができないことから更新したく補正をお願いするものでございます。

続きまして、8款4項2目11節の修繕料でございますが、都市公園の雪解け後点検で遊具が劣化している箇所があり、これを修繕したく補正をお願いするものでございます。

続きまして、134ページ・135ページをごらんください。

8款5項1目28節の下水道特別会計繰出金でございますが、人事異動に伴う人件費相当額の減並びに工事費の増額により計上したものでございます。

続いて、8款6項1目13節の木造住宅耐震診断支援業務委託料並びに19節の耐震診断耐震改修補助金につきましてですけれども、秋田県の指導により従来行っておりました耐震診断費用を補助する方式から耐震診断士を派遣する方式に変更することにより補助金から委託料へ組み替えるものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 9款1項4目災害対策費の18節備品購入費ですが、万が一の災害が発生した際に、その対応に従事する災害対策本部委員の防災服を購入したく補正をお願いするものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 次の19節自主防災組織助成金でございますが、歳入でもご説明いたしましたが、六郷地区1組織、千畑地区1組織、町内2組織につきまして宝くじ助成が採択となったことによる補正をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 次のページ、137ページ上段をお願いいたします。

10款1項2目19節負担金補助及び交付金でございますが、角館高校定時制教育振興会補助の増額でございます。当初2名の在籍者を見込んで計上しておりましたけれども、4名となり、2名分増額をお願いするものでございます。

次に、2項小学校費2目教育振興費でございますが、大小島真木さんの壁画制作に伴う費用の増額をお願いするものでございます。壁画を良好に保存するためのニス塗りや本町の風土、自然や地域の方々の思いなど学校に対する理解を深めるための下見の経費を増額でございまして、旅費交通費相当額は13節委託料に、ワクアスの宿泊費については14節に計上してございます。

次に、10款3項1目中学校費の備品購入費、18節備品購入費でございます。バスケットボールなどで使用しておりますシステムカウンター2セットのうちふぐあいが生じております1セットを更新をする費用でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の10款4項1目社会教育総務費でございますが、次のページ、138ページ・139ページをお願いいたします。

9節旅費でございますが、6月24日から7月23日までの日程で大田区のご協力で開催いたします学友館特別展・川瀬巴水展でございますが、展示搬出作業及びギャラリートークについて大田区立郷土博物館の職員が協力していただけることになりまして、その2人の分の旅費と10月に予定しておりますタイ王国文化展の展示資料を大阪にあります国立民俗学博物館から借用する手続

のための旅費の追加をお願いするものです。

次に、11節・14節でございますが、歳入でもご説明しましたが、NHK「シルクロード」の監督でもあります河邑厚徳監督脚本で美郷町出身の伝説のジャーナリストむのたけじさんと日本初女性報道写真家の笹本恒子さんのドキュメンタリー映画「笑う101歳×2」の製作側よりむのたけじさんの出身地美郷町での上映について打診がございました。町ではせつかくの機会であり、生涯学習の観点からもよい機会と捉え、上映の企画を進めたく、11節ではポスター、チラシ製作費用が主なもので14節では映画のDVD借上料等の補正をお願いするものです。

次の5項1目保健体育総務費11節修繕料でございますが、六郷地区黒森山登山口に設置してございます看板が経年劣化のため破損しておりまして、その修繕費用をお願いするものでございます。

次の2目保健体育施設費13節施設管理委託料でございますが、東根運動公園、旧東根小学校グラウンド敷地東側にシラカバが十数本植栽されてございます。そのシラカバが老齢化のせい最近暴風等でたびたび倒木し、その都度処理をしてございましたが、危険性の高い5本を伐採し、周辺の安全を確保するため補正をお願いするものです。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目学校給食費11節需用費でございますが、南北学校給食センターにおいて、ふぐあいが生じております暖房設備などの修繕料の増額をお願いするものでございます。

歳出は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第40、議案第46号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第46号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正は438万1,000円を追加補正するものでございます。

まず、国民健康保険税の本算定ですが、被保険者数及び本年度の所得が確定したことによりま

してこれまでの税率に徴収率等を加味し、国民健康保険税を算出しましたところ、4億3,282万円となりました。昨年度の当初予算比較では1億1,100万円の減、それから本年度の被保険者数の減、医療費等の減額を見込んで計上した当初予算比較では8,224万3,000円の税収減と算出されました。本年度の被保険者の所得状況ですが、1人当たり所得は伸びておりますが、被保険者数が前年同期より288人減少したことが減収の大きな要因と思われま

す。医療費の増額は減少しております。セルフケアの推進により被保険者1人当たりの医療給付費の伸び率は3.5%に落ちつくなど当初見込んだ伸び率よりは鈍化傾向となっており、結果これにより平成28年度で見込める繰越金が2億9,000万円となりました。よって、必要な療養給付費を確保するために税率の引き上げも検討せざるを得ない状況でしたが、税収の不足分に繰越金を充てることで調整し、税率改正は行わず、現行税率を据え置くこととし、今年度の関係補正予算を計上しました。

内容について申し上げます。150ページ・151ページ、歳入からご説明いたします。

1款1項の国民健康保険税ですが、現行税率を据え置き、徴収率等を加味したところ、1目の一般2目の退職の医療給付費、後期高齢者支援、介護納付金の各現年分は減額となり、補正する保険税減収額は当初予算比で8,224万3,000円というふうになりました。

3款2項3目システム開発費等補助金ですが、平成30年度からの制度改正に応じたシステムの開発経費として頂戴する国庫補助金分を計上しております。同額は歳出にも計上しております。

続いて、5款1項1目前期高齢者交付金ですが、算出根拠となっております前々年度の納付金が確定したこと、それから本年度分の概算額に国からの算定額したところ当初で交付金を多く見積もっていたため、これを減額します。

続いて、次のページ、152・153ページになります。

10款1項2目その他繰越金ですが、前年度繰越金として当初1億5,000万円としておりましたけれども、2億9,000万円を見込むことができ、その分を計上いたします。

続いて、154・155、歳出になります。

1款1項1目一般管理費ですが、平成30年度からの制度改正に伴うシステムを構築するため秋田県町村電算システム共同事業組合に支出する費用でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は財源の組み替えでございます。

4款1項前期高齢者支援金等ですが、国からの支援金算出の算定率の変更により不足分を補正するものでございます。

12款1項1目予備費ですが、補正調整後の118万6,000円は今後の特別会計の緊急時等に対応す

る予備費に計上いたします。

以上でございますが、本補正案は平成29年5月25日に開催しました美郷町国民健康保険運営協議会に諮り、了承をいただいているところでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第41、議案第47号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第47号につきまして説明いたします。

今回の補正の内容は69万2,000円を減額するものでございます。

初めに、歳入について説明いたします。164ページ・165ページをごらんください。

3款1項1目1節の一般会計繰入金の減額でございますが、人事異動に伴う人件費相当額の減額、並びに工事費の増額分を相殺し、計上したものでございます。

続きまして歳出を説明いたします。166ページ・167ページをごらんください。

1款1項1目2節、3節及び4節につきまして、今回の人事異動に伴う減額でございます。

1款2項1目15節施設の移設工事でございますが、六郷地区公共下水道につきましては、汚水の輸送方式として真空方式を採用しているため各所に吸気管を設置しております。住民の方から住宅の増改築等により進入路が変わったことで支障となる吸気管の移設の要望がありまして、これの移設費用を計上したものでございます。

下水道事業特別会計は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第42、議案第48号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第48号につきまして説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、383万円を増額するものであります。

初めに、歳入について説明いたします。180ページ・181ページをごらんください。

1款2項営業外収益2目他会計補助金につきまして一般会計からの繰入金を計上したものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。

1款1項4目総係費につきまして、人事異動に伴う人件費相当額を計上しております。職員数につきましては、当初3名の配置から1名増員したものでございます。このうち、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、給料、手当等の一部、そして法定福利費でございます。これの合計額が300万6,000円となるものでございます。

水道事業会計は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

6月14日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後0時00分)

